○**防衛省告示第百四十号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年七月十九日（予備、同月二十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○**防衛省告示第百四十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年七月二十五日（予備、同月二十六日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○**東北地方整備局告示第百八十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　酒田市東両羽町一一〇番から同市東両羽町七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年七月十日

○**四国地方整備局告示第六十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び三十号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

高松市檀紙町字中森一二三六番一地内　前　三八・二メートル　四〇・一九メートル　一五・〇キロメートル

後　四四・二メートル　四五・六メートル　一九・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は七月五日ベルギー国、ドイツ国、スウェーデン国、フィンランド国、デンマーク国及びエストニア国へ出張のため出発した。

○財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上七月六日）

人事院

（総務省大臣官房付）

橋本　嘉一

公務員研修所長に昇任させる

（公務員研修所主任教授）

高嶋　直人

事務総局付に転任させる

公務員研修所教授に併任する

財務省に出向させる

（公務員研修所教授）

岸本　康雄

公務員研修所主任教授に配置換する

（国土交通省土地・建設産業局地価調査課土地評価研究官）

綿谷　真一

公務員研修所教務部政策研修分析官に転任させる

（公務員研修所教務部政策研修分析官）

松永　尚之

財務省に出向させる（以上七月一日）

内閣府

（経済産業省大臣官房商務流通保安審議官）

住田　孝之

内閣府事務官（知的財産戦略推進事務局長）に昇任させる

（知的財産戦略推進事務局長）

井内　摂男

経済産業省に出向させる

（経済産業省大臣官房付）

藤原　豊

地方創生推進事務局審議官の併任を解除する

（中小企業庁経営支援部技術・経営革新課長）

高倉　秀和

内閣府技官（宇宙開発戦略推進事務局参事官）に転任させる

（経済産業省大臣官房付）

村上　敬亮

地方創生推進事務局参事官に併任する

島上　聖司

内閣府事務官（参事官（原子力担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））に併任する

（同）　同

堺井　啓公

内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（総括担当））に併任する

（同）　経済産業技官

遠藤健太郎

内閣府技官（地方創生推進事務局参事官（中心市街地活性化担当））に併任する

（同）　同

高畠　昌明

内閣府技官（地方創生推進事務局参事官（中心市街地活性化担当））の併任を解除する

（同）　経済産業事務官

川合　現

内閣府事務官（参事官（原子力担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））の併任を解除する

（同）　同

塩田　康一

内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官）の併任を解除する

（宇宙開発戦略推進事務局参事官）

高見　牧人

経済産業省に出向させる（以上七月五日）

公正取引委員会

（経済産業省通商政策局通商機構部通商交渉調整官）

平塚　敦之

経済産業事務官

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課長に転任させる

（経済取引局取引部企業取引課長）

鎌田　明

経済産業省に出向させる（以上七月五日）